

食品安全委員会（第 7 4 7 回会合）議事次第

1. 日時及び場所

令和元年 6 月 2 5 日（火） 1 4 : 0 0 ~
大会議室

2. 出席委員（7 名）

佐 藤	洋（委員長）
山 本	茂 貴（委員長代理）
川 西	徹
吉 田	緑
香 西	みどり
堀 口	逸 子
吉 田	充

3. 議 事

（1）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5 品目

[1] イプフルフェノキン [2] オキサゾスルフィル

[3] テブコナゾール [4] ビキサフェン

[5] ベンズピリモキサン

（厚生労働省からの説明）

・プリオン 1 案件

めん羊及び山羊由来の肉骨粉等の肥料利用に関する規制の見直しについて

（農林水産省からの説明）

（2）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

・器具・容器包装「食品衛生法第 1 8 条第 3 項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量」に係る食品健康影響評価について

・プリオン「スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

（3）食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価結果（案）について

（4）その他

4. 配布資料

- (1-1) 食品健康影響評価について<イブフルフェノキン>
- (1-2) 食品健康影響評価について<オキサゾスルフィル>
- (1-3) 食品健康影響評価について<テブコナゾール>
- (1-4) 食品健康影響評価について<ビキサフェン>
- (1-5) 食品健康影響評価について<ベンズピリモキサン>
- (1-6) 「イブフルフェノキン」、「オキサゾスルフィル」、「テブコナゾール」、「ビキサフェン」及び「ベンズピリモキサン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (1-7) 食品健康影響評価について<めん羊及び山羊由来の肉骨粉等の肥料利用に関する規制の見直しについて>
- (2-1) 食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- (2-2) スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- (3) 食品安全委員会食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査のプログラム評価結果（案）について